

三次市土地改良区鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥獣被害防護柵の設置を行う者に対して、当該事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより、イノシシ等の鳥獣による農作物等の被害を防止するとともに、農林業者の生産意欲の向上を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、補助の対象となる事業費は、5千円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものとする。

- (1) 電気柵設置事業（電気柵に要する資材を購入し、設置するもの）
- (2) トタン、金網等防護柵設置事業（未使用のトタン、金網等の資材を購入し、設置するもの）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、三次市内の農地で農作物等を生産する者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、事業費から消費税及び地方消費税を控除した額の5分の1以内とし、1申請者につき1会計年度で6万円を上限とする。

- 2 補助金の額に100円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業完了後1箇月以内に三次市土地改良区鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付申請期間は、毎年度4月1日から3月15日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 理事長は、前条の申請について、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、申請者に対して三次市土地改良区鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく三次市土地改良区鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付請求書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第8条 理事長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。